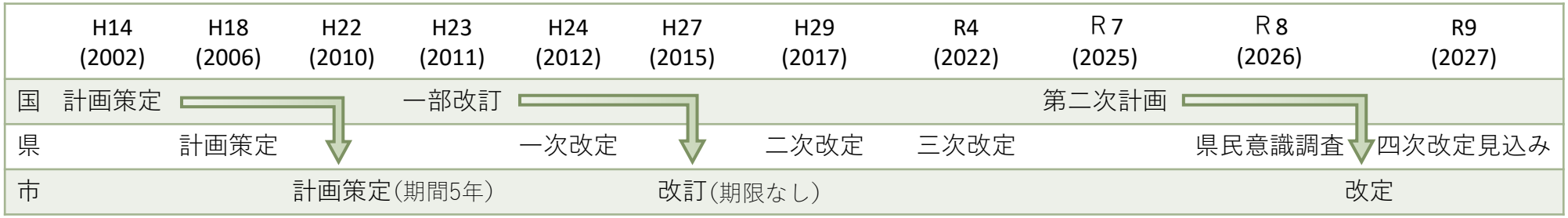
佐世保市人権教育・啓発基本計画（改訂版）の見直しについて

1. これまでの経過

- 平成22年3月　市計画策定、平成27年3月改訂。
- 令和4年　佐世保市人権施策審議会委員から、現在の状況に合わせた改定が必要ではないかとの言及あり。
- 令和5年　市民団体から市計画改定について要請あり。

⇒今後の市計画改定については、国計画の変更に合わせて実施する方向で整理。

- 令和7年6月に国が第二次計画を策定したことから、本市計画も見直しを行う。



2. 国計画の主な変更点

（1）「ビジネスと人権」に関する記載を追加
（2）「インターネット上の人権侵害」を各人権課題の横断的な課題として整理
（3）「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加
（4）「感染症の患者等」から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立した人権課題に設定

3.市計画見直しの方向性

現計画を引き継ぎつつ、国、県の計画及び、本市における関連計画との整合性を図る。